

奈良市公報

号 外 第 1 号

平成21年 1月16日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市青少年野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則及び個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

- 一般競争入札の実施…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 住民票の職権消除…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 町の区域の変更…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員の数…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 奈良市スポーツ賞要綱…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 7
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 8
- 奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱…………… 8
- 平成20年度軽自動車税納税通知書の公示送達…………… 10
- 議会定例会の招集…………… 10
- 奈良市観光センター等の休館…………… 10

訓 令 甲

- 奈良市辞令式の一部を改正する訓令…………… 10
- 奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 10

監 査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 11
- 包括外部監査の意見に対して措置を講じた旨の通知…………… 12

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 13

教 育 委 員 会

- 奈良市スポーツ賞要綱を廃止する告示…………… 14

農 業 委 員 会

- 農政部会の招集…………… 15
- 臨時農地部会の招集…………… 15

規 則

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月26日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第59号

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則

（公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第1条 公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則（平成14年奈良市規則第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則

第1条中「公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」に、「基づき、公益法人等」を「基づき、公益的法人等」に改める。

（平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

第2条 平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則（平成18年奈良市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号ウ中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同条第7号中「公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」に改める。

（奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

第3条 奈良市職員の通勤手当に関する規則（平成16年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「公益法人等への奈良市職員の

派遣等に関する条例」を「公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第16条第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。
(平成20年11月26日揭示済)

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月26日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第60号

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則（平成20年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条の見出しを「(使用承認の申請)」に改め、同条第1項中「センターの使用許可」を「奈良市青少年野外活動センター（以下「センター」という。）の使用承認」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条の見出しを「(使用承認)」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用許可」を「使用承認」に改める。

第5条中「使用許可」を「使用承認」に改める。

第6条中「使用許可」を「使用承認」に、「市長」を「指定管理者」に、「その許可」を「その承認」に改める。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改める。

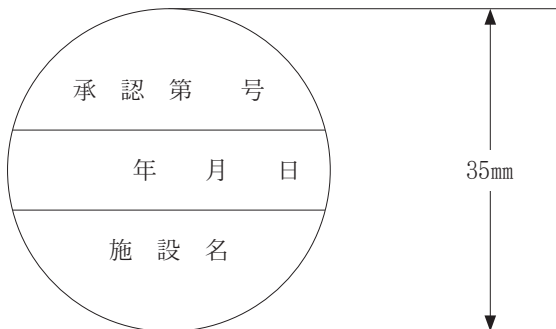
第8条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「許可」を「承認」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

別記第1号様式中「(あて先) 奈良市長」を「(あて先) 指定管理者」に、「あたって」を「当たって」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）



別記第3号様式中「(あて先) 奈良市長」を「(あて先) 指定管理者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成20年11月26日揭示済)

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月26日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第61号

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則（平成元年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「54,000円」を「55,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成20年10月1日から適用する。

(報酬の内払)

2 収納員が、この規則による改正前の奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の規定に基づいて平成20年10月1日以後の分として支給された報酬は、改正後の規則による報酬の内払とみなす。

(平成20年11月26日揭示済)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月26日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第62号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1号を加える。

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 2 条の 5 の規定は、平成20年 4 月 1 日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

(平成20年11月26日揭示済)

情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則及び個人情報保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月26日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第63号

情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則及び個人情報保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「一般財団法人」に改める。

- (1) 情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則（平成 9 年奈良市規則第53号）本則第 2 号
 - (2) 個人情報保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則（平成14年奈良市規則第 5 号）本則第 2 号
- 附 則

この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。

(平成20年11月26日揭示済)

告 示

奈良市告示第618号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成20年11月17日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 入札に付する事項
大安寺第 1 処理分区分渠改築工事ほか29件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
 - (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）

又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格）

2 社又は 3 社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員の平成17年度から平成19年度における別表参加資格に掲げる業種の工事の工事完成高（1 社 1 工事）の合計金額が参加しようとする工事の予定価格（税込み）以上であること。また、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級が B に格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の一級建築施工監理技術者を配置できること。（雇用関係が 3 ヶ月以上の者に限る。）
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の 6 とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日）を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成20年11月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(郵便入札による参加者)

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年11月20日まで（奈良市の休日）を定める条例に規定する市の休日

を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。

(特定建設工事共同企業体による参加者)

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)
- ウ 委任状
- エ 専任の一級建築施工監理技術者の資格を証するものの写し(各構成員)
- オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)
- カ 平成17年度から平成19年度の建築工事における1社1工事の完成工事高証明書又は、契約書の原本(契約書については監理課で確認後返還する。)

(2) 入札参加申請方法

特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成20年11月25日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、(1)に掲げる書類を奈良市総務部監理課に持参してください。

また、同じく、告示日から平成20年11月25日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に代表者は電子入札の入札参加申請を行ってください。

8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ 入札書の日付が開札日でない場合
 - コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年11月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

土木ランクA及びB、建築ランクA及びBの業者

平成20年11月17日から11月20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成20年11月17日から11月25日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成20年11月27日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成20年11月28日から入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年11月17日揭示済)

奈良市告示第619号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月18日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年11月18日
- 3 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）	
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表

（平成20年11月18日揭示済）

奈良市告示第620号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条例第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対

する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成20年11月18日

奈良市長 藤 原 昭

以下省略

（平成20年11月18日揭示済）

奈良市告示第621号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月20日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年11月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
- （平成20年11月20日揭示済）

奈良市告示第622号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成20年11月22日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成20年11月21日

奈良市長 藤 原 昭

別 表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
和田町	横田町（一部）	横田町169、170及び171の一部
横田町	和田町（一部）	和田町33及び34

別図1及び2省略

（平成20年11月21日揭示済）

奈良市告示第623号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年11月21日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年11月21日揭示済)

奈良市告示第624号

平成20年12月21日に執行する大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第3項の規定に基づく異議の申し出がなく、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により公告します。

平成20年11月25日

奈良市長 藤原 昭
記

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 8人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 0人
- 3 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数 4人
- 4 宅地について借地権を有する者が選挙すべき予備委員の数 0人

(平成20年11月25日揭示済)

奈良市告示第625号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年11月25日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年11月25日揭示済)

奈良市告示第626号

奈良市スポーツ賞要綱を次のように定める。

平成20年11月26日

奈良市長 藤原 昭

奈良市スポーツ賞要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における競技スポーツの振興を図るため、スポーツで優秀な成績を収めた者に対して行う奈良市スポーツ賞等の顕彰について必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 奈良市スポーツ賞
- (2) 奈良市スポーツ賞奨励賞
- (3) 奈良市スポーツ賞特別賞

(顕彰の対象)

第3条 奈良市スポーツ賞の顕彰は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) オリンピック競技大会、アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会、世界選手権大会その他の国際競技大会に日本代表選手として出場した者
- (2) 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会又は全国中学校体育大会に奈良県代表選手として出場し、優勝した者
- (3) 競技種目別の全国選手権大会、全日本学生選手権大会又は全国高等学校選抜大会に選手として出場し、優勝した者

第4条 奈良市スポーツ賞奨励賞は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 前項第2号若しくは第3号の大会又はこれらに準ずる大会において入賞した者(同項第2号又は第3号に掲げる者を除く。)
- (2) 財団法人日本体育協会又は中央競技団体が主催する小学生の全国競技大会において優勝した者

第5条 奈良市スポーツ賞特別賞は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 第1項第1号に掲げる大会において3位以内に入賞した者
- (2) 世界記録又は日本記録を更新した者
- (3) 第1項第2号又は第3号に該当し、3回以上奈良市スポーツ賞を受賞した者

第6条 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、顕彰の対象としない。

- (1) 市内に住所を有しない者
- (2) 招待又は自由参加により大会に出場した者

(顕彰の方法)

第7条 顕彰は、市長が賞状を授与して行う。

(顕彰の時期)

第8条 顕彰は、毎年5月第2日曜日に行う。ただし、特に必要なときは、随時行うことができる。

(選考)

第9条 市長は、顕彰の対象者を選考するに当たって必要があるときは、スポーツに関する学識経験者の意見を聴くものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ賞等の顕彰に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成20年11月26日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 奈良市スポーツ賞要綱(平成 4 年奈良市教育委員会告示第 4 号)の規定により行われた奈良市スポーツ賞、奈良市スポーツ賞奨励賞及び奈良市スポーツ賞特別賞の顕彰は、この告示の規定による奈良市スポーツ賞、奈良市スポーツ賞奨励賞及び奈良市スポーツ賞特別賞の顕彰とみなす。

(平成20年11月26日揭示済)

奈良市告示第627号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年11月26日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年10月14日 奈良市指令都整開 第08A-28号

平成20年11月12日 奈良市指令都整開 第08A-28-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年11月26日 第1149号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市尼辻北町327番地 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市尼辻中町 5-3

井上 成康

(平成20年11月26日揭示済)

奈良市告示第628号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成20年11月26日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
スギ薬局学園前店	奈良県奈良市中山町西一丁目716-3ならコープ2階	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成20年 9 月 1 日 平成20年 9 月 1 日
スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8-4		

(平成20年11月26日揭示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成20年11月26日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市告示第629号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	けいはんなヘルパーステーション	奈良県奈良市二名三丁目 952-1	株式会社けいはんなヘルパーステーション	平成20年 9 月 29 日
新	けいはんなヘルパーステーション	奈良県奈良市二名三丁目 952-1	株式会社けいはんなヘルパーステーション	
旧	けいはんなデイサービスセンター	奈良県奈良市二名三丁目 952-1	株式会社けいはんなヘルパーステーション	平成20年 9 月 29 日
新	けいはんなデイサービスセンター	奈良県奈良市二名三丁目 952-1	株式会社けいはんなヘルパーステーション	

(平成20年11月26日揭示済)

奈良市告示第630号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年11月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年11月26日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年11月26日揭示済)

奈良市告示第631号

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年11月27日

奈良市長 藤原 昭

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱（平成14年奈良市告示第390号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本市に住所を有する70歳以上の者」を「70歳以上の者で、老春手帳の交付時において、市内に住所を有することとなった日の翌月の初日から起算して引き続き2箇月以上市内に住所を有するもの」に改める。

第4条第2項中「第6条第3項の有効期間の初日において、」を削り、「市内停留所相互間の無料乗車の」を「乗車（市内停留所から乗車し、又は市内停留所で下車するものに限る。）について1回当たりの運賃を100円とする」に改める。

第6条の見出しを「（優待乗車証）」に改め、同条第1項中「（以下「優待乗車」という。）」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 受給者は、奈良交通株式会社の設置する案内所窓口若しくはチャージ機設置場所又は奈良交通バスの車内において、あらかじめ第4条第2項の運賃を優待乗車証に入金して、優待乗車証を利用するものとする。
 - 3 受給者は、奈良交通株式会社の定める手数料を添えて、前項に定める案内所窓口に申し出ることにより、優待乗車証に入金した運賃の未使用分について払戻しを受けることができる。
- 第6条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。
（無料乗車）

第6条の2 受給者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けているときは、第4条第2項の優遇措置のほか、1年度につき50回を限度とする無料乗車の優遇措置を受けることができる。ただし、優待乗車証の交付を初めて受ける年度の無料乗車の回数は、次の各号に掲げる優待乗車証の交付時期の区分に応じ、当該各号に定める回数を限度とする。

- (1) 4月から9月までの間に交付する場合 50回
 - (2) 10月から翌年3月までの間に交付する場合 25回
- 第7条第1項中「第4条」の次に「及び第6条の2」を加え、同条第2項第2号を次のように改める。
- (2) 第4条第2項及び第6条の2の優遇措置 優待乗車証を奈良交通バスの車内読取機に読み取らせる操作等第8条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。
- 3 受給者は、優待乗車証の再交付を受ける際、優待乗車証の実費相当額として500円を市長に納付しなければならない。

附 則

この告示は、平成21年2月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。

(平成20年11月27日揭示済)

奈良市告示第632号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱を次のように定める。

平成20年11月27日

奈良市長 藤原 昭

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 被虐待児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3に規定する要保護児童のうち、児童虐待を受けた者をいう。以下同じ。）の早期発見及び適切な保護を図るため、法第25条の2第1項の規定に基づき、本市の要保護児童対策地域協議会として、奈良市被虐待児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 被虐待児童及びその保護者（以下「被虐待児童等」という。）に関する情報その他被虐待児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- (2) 被虐待児童等に対する支援の内容に関する協議（協議会の構成）

第3条 協議会を構成する関係機関等及び法第25条の5に規定する関係機関等の区分は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、奈良市保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(調整機関)
- 第5条 市長は、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、奈良市保健福祉部子育て支援室子育て課を指定する。
(協議会の会議)
- 第6条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議とする。
(代表者会議)
- 第7条 代表者会議は、別表の1の表に掲げる関係機関及び同表の2の表に掲げる関係団体の代表者並びに同表の3の表に掲げる者のうち会長の指名する者(以下これらを「代表者」という。)による会議とする。
- 2 代表者会議における協議事項は、次のとおりとする。
- (1) 被虐待児童等の支援に関する方法、体制等の検討に関すること。
- (2) 実務者会議からの活動状況の報告の受理及びその評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項
- 3 代表者会議の会務は、会長が総理する。
- 4 代表者会議の議事は、出席した代表者の過半数で決する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、代表者会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
(実務者会議)
- 第8条 実務者会議は、代表者がそれぞれ代表する関係機関等の構成員のうちから指名する実務者のうち、調整機関の長が指名する者による会議とする。
- 2 実務者会議における協議事項は、次のとおりとする。
- (1) 定期的な情報交換に関すること。
- (2) 個別ケース検討会議において課題となった事項の検討に関すること。
- (3) 被虐待児童等の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握に関すること。
- (4) 被虐待児童対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項
- 3 実務者会議に座長を置き、調整機関の長が指名した者をもって充てる。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、実務者会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 座長は、必要に応じて、実務者会議における協議の結果を代表者会議に報告するものとする。

(個別ケース検討会議)

- 第9条 個別ケース検討会議は、代表者がそれぞれ代表する関係機関等の構成員のうちから指名する個別ケースの担当者のうち、調整機関の長が指名する者による会議とする。
- 2 調整機関の長は、前項に掲げる者のほか、個別ケースに関する協議のため必要と認める者を指名し、会議に出席させることができる。
- 3 個別ケース検討会議における協議事項は、次のとおりとする。
- (1) 個別の被虐待児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の被虐待児童等の支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 個別の被虐待児童等の援助方針の確立及び担当者の役割分担の決定並びにその認識の共有に関すること。
- (4) 個別の被虐待児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
- (5) 個別の被虐待児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項
- 4 前条第3項から第6項までの規定は、個別ケース検討会議について準用する。

(会議の招集)

- 第10条 代表者会議は会長が招集し、実務者会議及び個別ケース検討会議は調整機関の長が招集する。

(秘密の保持)

- 第11条 協議会の構成員及び構成員であった者は、法第25条の5の規定により、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を調整機関に置く。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年12月15日から施行する。

別表(第3条・第7条関係)

- 1 国又は地方公共団体の機関(法第25条の5第1号該当)

奈良県中央こども家庭相談センター
奈良県奈良警察署
奈良県奈良西警察署
奈良県天理警察署
奈良市市民活動部生涯学習課
奈良市市民活動部人権文化推進室男女共同参画課
奈良市保健福祉部障がい福祉課
奈良市保健福祉部保護課
奈良市保健福祉部子育て支援室子育て課

奈良市保健福祉部子育て支援室保育課
 奈良市保健福祉部子育て支援室放課後児童施策課
 奈良市保健所保健予防課
 奈良市保健所健康増進課
 奈良市教育委員会学校教育課
 奈良市教育委員会学校教育課青少年指導課

2 法人（法第25条の5第2号該当）

社団法人奈良市医師会
 社団法人奈良市歯科医師会
 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

3 児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の者（法第25条の5第3号該当）

奈良市民生児童委員協議会連合会の代表者
 奈良人権擁護委員協議会第一部会の代表者
 奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」の代表者
 弁護士のうちから市長が指定する者
 その他市長が指定する者

（平成20年11月27日揭示済）

奈良市告示第633号

平成20年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年11月27日

奈良市長 藤原 昭

1 この納税通知書の発送年月日	平成20年5月12日	
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	平成20年5月31日
	変更後	平成20年12月15日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり	

別紙省略

（平成20年11月27日揭示済）

奈良市告示第634号

平成20年12月5日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成20年11月28日

奈良市長 藤原 昭

（平成20年11月28日揭示済）

奈良市告示第635号

奈良市観光センター条例（昭和59年奈良市条例第14号）第3条の4第2項及び奈良市観光案内所規則（昭和26年奈良市規則第4号）第5条ただし書の規定により次のとおり休館します。

平成20年11月28日

奈良市長 藤原 昭

施設名	休館日
奈良市観光センター	平成20年12月29日 ～平成21年1月3日
奈良市猿沢観光案内所	
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成20年12月29日～同月31日
奈良市西日本鉄道奈良駅観光案内所	平成20年12月29日～同月31日

（平成20年11月28日揭示済）

訓 令 甲

奈良市訓令甲第11号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市辞令式の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月26日

奈良市長 藤原 昭

奈良市辞令式の一部を改正する訓令

奈良市辞令式（昭和34年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表の9の3の項中「公益法人等への派遣」を「公益的法人等への派遣」に、「公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

（平成20年11月26日揭示済）

奈良市訓令甲第12号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月26日

奈良市長 藤原 昭

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。


第8条第1項中「名札を」を「前条第1項の職員証を名

札として」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第7条、第8条、第11条関係)

(表面)

写 真		ふりがな
		氏名
		ローマ字
		奈良市

(裏面)

職員証			
表記の者は奈良市職員であることを証明する。			奈良市 印
職員番号	生年月日:	年 月 日	
	交付:	年 月 日	
(注意事項)			

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

(平成20年11月26日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成20年11月21日

奈良市監査委員	吉 田 肇
同	中和田 守
同	三 浦 教 次
同	大 橋 雪 子
	奈 総 財 第213号
	平成20年10月17日

奈良市監査委員	吉 田 肇 様
同	中和田 守 様
同	三 浦 教 次 様
同	大 橋 雪 子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について(通

知)

平成20年3月27日付けで奈良市包括外部監査人岸秀隆氏より提出があった「平成19年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

- 1 駐車場公社に係る奈良市の財産(出資及び無償貸与している駐車場用地)は地方財政法第8条に則って運用されているとは言い難い(市民安全課)

【監査結果の要旨】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定している。

ところが駐車場公社の経営状況は芳しくなく、その財政状態は7億円を超える債務超過である。さらに、奈良市は駐車場公社に対して駐車場用地を無償貸与しており、そのうえこれまでに利子補給、人件費補助等の財政援助を行ってきた。駐車場公社に対する奈良市の財政援助の総額は、駐車場公社の借入金に係る損失補償額をも含めて26億円にも上ると推計されるが、駐車場公社の財政状態が悪いので当該金額を回収できる可能性は低い。したがって、奈良市の財産である駐車場用地及び駐車場公社への出資による権利が、地方財政法第8条に則って効率的に運用されているとは言い難い。

【措置の内容】

奈良市として奈良市駐車場公社に対して100%の出資、並びに駐車場用地として市有地の無料使用を認めております。これは、公社の事業内容が観光地周辺の駐車場対策等公共性が高いことから、市として配慮しておりますが、ご指摘のとおり駐車場運営当初から、市の出資及び駐車場用地無償貸与に見合う駐車場公社の経営が効率的にはなされておられません。このため平成19年度に抜本的な経営改善として機械式駐車場から平面式駐車場に形態を変更し効率化に努め、改善後3ヶ月が経過しましたが、公社の経営は徐々に改善方向に向かっております。今後も出来るだけ多くの方に駐車場を利用していただくよう、また、駐車場公社の運営経費につきましても削減に努めるよう公社に対し指導していきたいと考えております。

- 2 駐車場公社の債務に係る奈良市の損失補償契約は「法人に対する政府の財務援助の制限に関する法律」第3条に抵触する可能性がある(市民安全課)

【監査結果の要旨】

奈良市が駐車場公社の債務について金融機関と締結している損失補償契約は、実質的に債務保証契約と同等と思われるので、法人の債務について保証する契約を禁止している「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条に抵触する可能性がある。

【措置の内容】

ご指摘のように、従来から締結しておりました損失補償契約書につきましては、法第3条に抵触する可能性があったため、市と銀行の顧問弁護士間における協議結果に基づき、可能な限り法に抵触しない内容で新たに損失補償契約を締結しております。

- 3 土地開発公社が土地を取得した日以降の当該土地の保有に伴う利息の支払は、地方財政法第4条第1項が禁止している「目的を達成するために必要かつ最小の限度を超える支出」に該当する可能性がある（財政課）

【監査結果の要旨】

土地開発公社が土地を取得して以降、地価は大幅に下落している。実際、平成15年度の包括外部監査の結果報告書（包括外部監査人西育良氏）によれば、土地開発公社が保有している土地の一部であるJ R奈良駅周辺整備事業等用地及び中ノ川造成事業用地（平成14年度末の帳簿価額の合計が222億円）の平成16年1月1日時点における不動産鑑定士が試算した時価の合計はわずか23億円にすぎず、その下落率は90%弱であった。

それにもかかわらず、土地開発公社はその後も借入金の金利を負担しながら土地を保有し続けている。当該金利負担は債務保証契約により奈良市の負担となるが、そのコストを上回る便益がないので合理性がない。したがって、少なくとも土地開発公社が土地を取得した日以降に支払った利息62億円は、地方財政法第4条第1項が禁止している「目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えた支出」に該当する可能性がある。

【措置の内容】

土地開発公社の土地取得は、市との契約に基づいて、一定の期間内に買取することを予定して行われており、同公社の取得資金としての金融機関からの借入に伴う利子支払いは法の範囲内としています。

しかしながら、予定期間に用地の買取ができなくなったことで、利子支払いによる簿価の拡大が生じているものもあり、これらについては、総務省の土地開発公社経営健全化対策による買取の特例や、利子補給等の方策により早期健全化を進めているところです。

（平成20年11月21日揭示済）

奈良市監査委員告示第19号

包括外部監査の意見に対して措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成20年11月21日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 三浦 教次
同 大橋 雪子
奈良総財第214号
平成20年10月17日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様

同 三浦 教次 様
同 大橋 雪子 様

奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の意見に対する措置状況について（通知）

平成20年3月27日付けで奈良市包括外部監査人岸秀隆氏より提出があった「平成19年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

- 1 奈良市の財政を蝕む負のトライアングル（財政課）

【意見の要旨】

財政状況を考えるならば、債務保証額を含む有利子負債を大幅に削減して財政再建をはかることが緊急の最重要課題だと思われる。なぜならば、赤字事業の事業資金を起債により調達することや、地価上昇が見込めないのに借金したまま土地を保有し続けることは、利息の支払に見合う便益があるとは考えにくいからである。

【措置の内容】

本市の財政構造の問題点として指摘されている下水道事業への操出金については、公営企業法の適用と使用料改定の準備を進めており、国民健康保険事業等については、保険料の収納率の向上をめざして健全化を進めています。

土地の取得等に関連する借入金の利子が財政負担を拡大していることについては、負担抑制のために利子相当額の補給や国の健全化対策にのっとり、土地の買取促進等の方策を逐次着手しています。

- 2 土地開発公社の借入金を返済すべきだ（財政課）

【意見の要旨】

土地開発公社の借入金の返済は、奈良市の事業費ないし事務費を削減することにより生みだした資金によって行われなければならない。土地開発公社の借入金を返済する方策としては、奈良市が土地開発公社から土地を買い戻す方策と、土地開発公社が借入金返済相当額を増資するとともに奈良市がその資金を供給する（出資する）方策とがある。土地開発公社が借入金返済相当額を増資するとともに奈良市がその資金を出資する方策が、利息支払額を最少にする経済的な方策である。

【措置の内容】

意見にある出資の拡大は方策として考えられるものではあるが、土地の活用計画について早急に検討して実施していく考えです。

国や県の有効な財源が確保できることも考えられることから、安易に一般財源を出資金として投入することよりも、財政負担は軽減されると考えられ、短期間での土地開発公社の経営健全化対策を進めていく考えです。

- 3 財政改革のためには予算決定方式の改革が必要だ（財政課）

【意見の要旨】

通常の予算調整プロセスにより作成される予算案とは別に、有利子負債残高の削減のために事業費及び事務費の予算を大幅に削減する抜本的な財政改革案を、市長のリーダーシップにより事務局に作成させて、市長及び市議会が両者を比較検討のうえ選択するような予算決定方式を構築すべきである。

【措置の内容】

予算編成は、準備段階から長の決定により取り組んでおり、財源確保や予算配分は方針を定めて行っています。

意見に述べられている有利子負債残高の削減の方策についても、公的資金の繰り上げ償還、土地開発公社経営健全化計画等も、市民サービスの維持向上の諸施策と共に確保される財源の範囲内で、総合的に判断を行い、予算を決定をしています。

今後も、意見の主旨に沿って取り組みを強化し、将来負担の軽減に努めていく考えです。

4 出資団体の経営を監視・監督するための部課を設置すべきだ

(1) 出資団体に関する奈良市の財務を統括する部署がない(人事課・財政課)

【意見の要旨】

出資団体に関する奈良市の財務は、個々の事業あるいは個々の問題ごとには管理されているとしても、全体として総合的に管理されているわけではないようである。駐車場公社の財政の悪化や土地開発公社の借入金の増大が長期にわたり放置されていた原因は、このような点にあるのではないだろうか。

【措置の内容】

出資団体の統括部門の設置については、行政経営の観点から関係部署と調整し検討を進めているところです。

(2) 連結運営が必要である(財政課)

(3) 出資団体の統括室の職務と権限(財政課)

【意見の要旨】

出資団体に関する奈良市の財務は、出資団体の事業と関連が深い事業を担当する奈良市の部署によって、個別の団体・事業の部分最適化だけを追い求めバラバラに管理されており、奈良市の財政の全体最適化の観点からの管理、すなわち連結経営は行われていない。連結経営を推進していくためには、市長のトップダウンによる意思決定をサポートできるように、連結経営に必要な情報を収集、分析し、その結果を市長に対して的確に伝達する「出資団体に関する奈良市の財務を統括する部署(仮に出資団体統括室という)」を設置することが必要である。

当該「出資団体統括室」においては、出資団体を対象とする業務監査等を担当する。

【措置の内容】

連結経営については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により連結経営の諸制度が進められ

ており、これに基づいて連結財務書類の作成や決算分析、課題に取り組んでいく考えです。統一的な健全化計画と個別課題に対応できるような横断的な対応を進めていく考えです。

奈 教 総 第395号

平成20年10月 9 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中和田 守 様
同 三 浦 教 次 様
同 大 橋 雪 子 様

奈良市教育委員会教育委員長 冷水 毅

包括外部監査の意見に対する措置状況について(通知)

平成17年 3 月28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成16年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を通知します。

補助金に関する事務執行状況について

(1) 私立幼稚園運営費補助金(教育総務部教育総務課)

【意見の要旨】

① 当該補助金は私立幼稚園に補助を行うことによって保育料の高騰を防ぐことを想定していると解釈でき、当該補助金は「私立学校の経営の健全化」が第一の目的になっていることから、補助金の積算において「保育料軽減分」を加算するよりも、補助金を直接幼稚園に支給し、教育条件の維持、向上を図る事業を実施するほうがより目的に適合すると思われる。

また、奈良市内在住で奈良市内にある幼稚園に通う園児を持ち、かつ、所得制限内の保護者には、同趣旨の補助金が重複して支給されることになるため、「幼稚園就園奨励費補助金」で保護者の経済的負担を緩和することとし、「私立幼稚園運営費補助金」は補助金の算出基礎から保育料の減免分を除き、他の趣旨での支給を検討すべきである。

【措置の内容】

① 私立幼稚園運営費補助金の「保育料軽減分」と、幼稚園就園奨励費補助金の一部が重複して支給されているので、他の趣旨での支給を検討すべきであるとの意見を受け、補助金の見直しを行った結果、平成20年度より、私立幼稚園運営費補助金で交付していた同補助金の算出基礎から「保育料軽減分」を廃止し、私立幼稚園の運営費補助を充実することで私立幼稚園運営の安定化を図り、もって保育料の高騰を防ぐことにより同補助金の目的を達成するように私立幼稚園運営費補助金を見直した。

(平成20年11月21日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第50号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年11月17日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

舗装工事、市内烏見町四丁目地内ほか3件（工事の種類別、工事番号、工事名称、場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされて

いない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年11月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年11月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成20年11月17日揭示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第51号

奈良市スポーツ賞要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成20年11月21日

奈良市教育委員会

委員長 冷水 毅

奈良市スポーツ賞要綱を廃止する告示

奈良市スポーツ賞要綱（平成4年奈良市教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成20年11月21日から施行する。

（平成20年11月21日揭示済）

農業委員会

奈良市農業委員会告示第18号

奈良市農業委員会平成20年11月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成20年11月20日

奈良市農業委員会
農政部会長 中島信男

- 1 日時
平成20年11月27日（木） 午前9時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 議題
 - (1) 農業経営に関する意向調査の実施について
 - (2) 農業相談会の実施について
 - (3) 耕作放棄地全体調査について
 - (4) なら農業委員会だより47号の編集について
(平成20年11月20日揭示済)

奈良市農業委員会告示第19号

奈良市農業委員会平成20年11月臨時農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成20年11月21日

奈良市農業委員会
農地部会長 徳西利和
記

- 1 日時
平成20年11月27日（木） 午前11時00分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 耕作放棄地全体調査について
(平成20年11月21日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。